

## 微量のPCBを含む廃棄物に係る処理体制の整備等について

平成 22 年 1 月  
産業廃棄物課

## 1. これまでの経緯

ポリ塩化ビフェニル（PCB）については昭和 47 年から新たな製造がなくなったが、それまでに製造された PCB 使用製品等（高圧トランス及び高圧コンデンサ等）が廃棄物となったものの処理体制の整備が著しく停滞していたため、長期にわたり処分がなされずに事業者において保管されてきた。このような状況において、これら PCB 廃棄物の紛失等による環境汚染についての懸念を踏まえ、平成 13 年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB 特別措置法）が制定され、PCB が使用された PCB 廃棄物の処理を推進するべく、日本環境安全事業株式会社（JESCO）による拠点的広域処理施設での処理体制が整備されてきた。

一方、PCB を使用していないとする電気機器等に、微量（その大部分が数 ppm から数十 ppm 程度）の PCB に汚染された絶縁油を含むものが存在し、その量は、電気機器等が約 450 万台、OF ケーブルが約 1,400km に上るとの推計がある。このような微量の PCB に汚染された電気機器等が廃棄物となったもの（以下「微量 PCB 汚染廃電気機器等」という。）の処理について、技術的に安全・確実に、かつ廃棄物の特性を踏まえた処理方策に係る検討が求められた。

そこで、平成 19 年 4 月より、廃棄物・リサイクル部会に設置された「微量 PCB 混入廃重電機器の処理に関する専門委員会」において、微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理方策について検討を行い、平成 21 年 3 月に同専門委員会報告「微量 PCB 混入廃電気機器等の処理方策について」としてとりまとめられ、廃棄物・リサイクル部会に報告された。

環境省では、同報告を受けて、微量の PCB を含む廃棄物の処理体制の整備等に関する様々な取組を行っているところ。

## 2. 微量のPCBを含む廃棄物の処理体制の整備等に関する主な取組状況

### (1) 廃棄物処理法に基づく無害化処理認定の対象への微量PCB汚染廃電気機器等の追加

#### 【専門委報告（抜粋）】

- ・微量PCB汚染廃電気機器等に関する焼却実証試験において、確実かつ周辺環境へ影響を及ぼすことなく安全に分解されることを確認。
- ・従来の都道府県知事による許可に加えて、廃棄物処理法における無害化処理に係る特例制度を活用して、微量PCB汚染廃電気機器等に限り、環境大臣が微量PCB汚染廃電気機器等の処理業者について認定を行うことが適当。
- ・これまで行ってきた微量のPCBに汚染された絶縁油等の焼却等による無害化の実証試験を引き続き行うことが適当。

#### 【取組状況】

- ・廃棄物処理法関係省令及び告示を改正し、同法に基づく無害化処理認定の対象に微量PCB汚染廃電気機器等を追加した（平成21年11月）。
- ・処理の安全性を確認する観点から、微量PCB汚染廃電気機器等（絶縁油等）の焼却等による処理実証試験を継続して実施中。

### (2) 微量PCB汚染廃電気機器等の処理及び収集運搬に関するガイドラインの策定

#### 【専門委報告（抜粋）】

- ・（微量PCB汚染廃電気機器等について）PCBの漏洩防止のための廃棄物の取扱方法や処分後に生ずる廃棄物の処理方法、処分状況、排ガスや維持管理の状況に関する情報公開の方法など、処分に当たり留意すべき事項をガイドラインとしてとりまとめ、広く周知することが適当。
- ・微量PCB汚染廃電気機器等の収集運搬に関するガイドラインを作成し広く周知を図ることが適当。

#### 【取組状況】

- ・「微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドライン（焼却処理編）」及び「微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」を作成し、都道府県等に通知するとともに環境省HPに掲載した（平成21年11月）。

### (3) 絶縁油中の微量PCB濃度の測定方法の検討

#### 【専門委報告（抜粋）】

- ・微量のPCBが混入している可能性がある廃電気機器等について、絶縁油に含まれるPCB濃度の測定方法に関する検討を更に進め、短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の活用を図ることが適当。

#### 【取組状況】

- ・絶縁油に含まれるPCB濃度を短時間かつ低廉な費用で測定できる方法（簡易測定法）の評価作業を実施中。
- ・評価が終了し活用可能と評価された方法の測定マニュアルをとりまとめ近日中に公表する。現在評価中の方法についても、評価を終え次第、順次公表する予定。

### (4) 微量のPCBを含む他の廃棄物の処理体制の検討

#### 【専門委報告（抜粋）】

- ・今まで微量PCB汚染廃電気機器等を対象として行われてきた実証試験により得られた技術的知見は、微量のPCBを含む他の廃棄物の処理にも応用できる可能性がある。この点を確認するための実証試験を更に実施することにより、PCB廃棄物の処理体制を検討していくことが望ましい。

#### 【取組状況】

- ・JESCOが処理することとされているPCB廃棄物（高圧トランス・コンデンサ等及びPCB汚染物等）のうち、相対的に低濃度のPCB汚染物等（汚泥、ウエス等）について、これまで微量PCB汚染廃電気機器等を対象として実施してきたのと同様の方法で焼却実証試験を実施中。
- ・上記の実証試験結果及びこれに関する専門家の評価を踏まえ、確実かつ安全に処理されることが確認されたものを廃棄物処理法に基づく無害化処理認定の対象に追加することについて検討を行う予定。